

子どもの医療費

実は、**タダ**ではありません



子どもの医療費はお住いの自治体が独自の制度を設け、自己負担分（2割もしくは3割）を税金で補助していることから、窓口での費用負担がない場合があります。自己負担分を除いた8割または7割の医療費は、子どもの医療費に関わらず健保組合が負担しています。

健保組合の財源は被保険者であるみなさまと事業主が納める月々の健康保険料です。すなわち、**子どもの医療費はみなさまの保険料等**で支払っていることになります。

自治体が補助

（居住地の自治体により補助内容は異なる）

自己負担分
0歳～就学前2割
（就学後は3割）

子どもの医療費のしくみ

0歳～就学前8割
（就学後は7割）

健保組合等が支払い

（健保組合等は医療費の7～8割を常に負担）

ひとり一人の心がけが医療費の節約に繋がります

- 加算のつかない「平日・昼間の受診」を心がける
- マイナ保険証を利用し、受診情報を医師等と共有することで重複受診を防ぐ
- 薬は、先発医薬品と同等の効果で値段の安い「ジェネリック医薬品」を選択
- 夜間・休日受診に迷ったとき「こども医療でんわ相談#8000」等を利用する

こども医療でんわ相談#8000

全国どこからでも「#8000」に電話するとお住まいの都道府県の相談窓口へ転送され、小児科の医師や看護師から症状に応じたアドバイスが受けられます。

※利用できる時間帯は、都道府県によって異なります。

こどもの救急

日本小児科学会が運営する機関です。

発熱やけいれん、吐き気などの症状ごとに、受診するかどうかの判断や、対処のしかたをサポートしてくれます。

（対象年齢 生後1カ月～6歳）



サポートしたい。笑顔が続く未来のために。

中部電力健康保険組合

<https://www.chudenkenpo.or.jp/>